

消防うさ No.46

火災件数 32件 救急件数 2404件

(令和6年9月30日現在)

秋季全国火災予防運動を実施します

火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災の発生を防止し高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として実施されます。

実施期間

11月9日(土)～11月15日(金)

住宅防火 いのちを守る 10のポイント



4つの習慣

- 寝たばこは絶対にしない、させない。
- ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
- こんろを使うときは火のそばを離れない。
- コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。



火災予防期間中に幼年消防クラブの防火演奏が行われます。園児がこの日のために一生懸命練習しましたので是非応援に来てください。

- 11月11日(月) 10時00分～ 豊川こども園幼年消防クラブ
場所 トキハイダストリー宇佐四日市店
- 11月14日(木) 10時30分～ ことぶき幼稚園幼年消防クラブ
場所 トキハイダストリー長洲店



ゴミの焼却・野焼きは禁止されています！

農業等を営む上での稲わらや刈草焼き、一般家庭での剪定枝焼き等軽微なもののみ例外として認められていますが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」でゴミの野外焼却は原則禁止されています。違反すると、罰則が科せられる場合があります。消防署へ「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為」の届けを提出してもらっていますが、野外焼却（野焼き）を許可するものではありません。野外焼却（野焼き）から周辺の草木に燃え移り火災となる事案が多発していますのでご注意ください。

消火器等の不正取引にご注意してください！

市内で不正な消火器の訪問販売が確認されています。点検業者を名乗り言葉巧みに高額な消火器を販売したり、一般家庭では義務のない点検や詰め替えをしなければならいような言い方で迫ってきます。そういった場合はすぐに依頼するのではなく、業者の名前や連絡先などを聞き、消防署へご相談ください。消防署は火災予防週間などに火災予防広報で住宅用火災警報器の設置の広報などで訪問することはありますが、その場で住宅用火災警報器や消火器を販売したり、点検をしたりしてお金を請求することは絶対にありません。不正な取引被害にあわないためにはすぐに購入することや点検を依頼するのではなく、一度冷静になって相談することが大切です。



あなたのチカラを消防団に あなたも消防団に入りませんか！



人と街を守るチームの一員になろう。
消防団員募集中



宇佐市消防団では、地域に根ざす消防団員を募集しています。「自らの地域は自らで守る」をモットーに、市民が安心・安全に暮らせるよう崇高な消防精神をもって活動しています。入団をお待ちしています。

10年経ったら交換しましょう



10年
おつかれさま



住警器の点検をお願いします

住宅用火災警報器の設置が義務化されて10年以上が経過しました。一般的には電池で動いており、常に火災を感知するために作動しています。その電池の寿命が概ね10年とされており、作動しなくなったものについては本体自体の買い替えをお願いしています。いざというときにしっかり作動するよう月1回程度の定期的な点検をお願いします。詳細な方法については市ホームページにて紹介しています。